

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第7号 宇美町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第9号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第10号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第11号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第8 議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第19号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第20号 令和5年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第11 議案第21号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第13 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第7号 宇美町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第9号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第10号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第6 議案第11号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例について

日程第8 議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第19号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第20号 令和5年度宇美町上水道事業会計予算

日程第11 議案第21号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算

日程第12 議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算

追加日程第一 発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例について

日程第13 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	危機管理課長 ……………	安川 忠行
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	太田 一男
税務課長 ……………	松田 博幸	会計課長 ……………	瓦田 浩一

住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	久我 政克	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	藤木 義和	上下水道課長	……………	前田 友博
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	佐伯 剛美
こどもみらい課長	………	飯西 美咲			

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第5号を表示しておりますので御確認願います。

なお、条例審査特別委員会及び当初予算審査特別委員会の審査報告書をタブレットにて配信しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに発議1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。以上、1件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第6号

日程第2. 議案第7号

日程第3. 議案第8号

日程第4. 議案第9号

日程第5. 議案第10号

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。

白水条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（白水英至） おはようございます。

令和5年3月23日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。条例審査特別委員会委員長白水英至。
条例審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会開催日、令和5年3月14日。

事件の名称、議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、出産育児一時金の額について、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、出産育児一時金合計を42万円から50万円に変更するものです。

審査では質疑はなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第7号 宇美町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、障害福祉サービス等の支給決定は、原則居住地の市町村が行うものとされていますが、施設所在市町村の財政負担を軽減するため、支給決定を入所前の市町村が実施することとされる居住地特例に、養護老人ホーム等が追加されるものです。

審査では質疑はなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について。

民法等の一部を改正する法律に、ライフライン設備の設置・使用権に関して新たな規定が設けられることに伴い、給水装置の設置について所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、「設備設置権」「設備使用権」を明記し、他人の土地に給水装置を設置する際や使用する際のルールを明確にしたものです。

審査では、想定される状況や該当地域について質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第9号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、児童虐待防止を図る観点から、民法及び児童福祉法に規定されていた親権者の懲戒権が削除されたことに伴う改正です。

審査では、しつけと虐待の区別、子どもへの関わり方について質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第10号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例の一部を改正する条例について。

次の100年を歩み出すための町の活力を創生する事業に要する経費の財源とするため、宇美町歩み出そう次の100年基金を延長することについて、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、本条例が令和5年3月31日で効力を失うとする附則の失効規定を削除するものです。

審査では、基金活用の具体的な内容、積み増しの想定、複数年実施可能な要綱の見直しへの考え、予算の計上・事業募集の時期などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第11号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

令和4年度に引き続き、町立保育園に勤務する会計年度任用職員の期末手当の期別支給割合を据え置くことについて、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部が改正されるものです。

内容は、令和4年度に会計年度任用職員の期末手当期別支給割合は1.2か月分に改正されましたが、保育園に勤務する会計年度任用職員の期末手当期別支給割合は1.275月分に据え置くものです。

審査では、近隣市町の状況、待機児童ゼロへの取組、処遇改善への取組などについての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例について。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため制定されるものです。

内容は、個人情報保護制度が法の下、全国的に共通ルールで統合されることになったため、法の定めに従いつつ、今までの制度を継承する条例を定めるものです。

審査では、町の独自性、改正法での議会の取扱い、個人情報提供の制限などについての質疑がありました。また、反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりました。白水委員長、自席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 宇美町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 宇美町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 宇美町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告とおり可決さ

れました。

次に、議案第9号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第18

日程第9. 議案第19

日程第10. 議案第20

日程第11. 議案第21

日程第12. 議案第22

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてから、日程第12、議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。

黒川当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（黒川 悟） 令和5年3月23日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長黒川悟。

当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会開催日、令和5年3月15日、16日。

事件の名称、議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ5億4,602万5,000円とされており、前年度と比較すると3,897万4,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費は人件費を中心とした一般管理費、保険料徴収に係る徴収費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は保険料還付金、4款は予備費です。

歳入については、1款は後期高齢者医療保険料、2款使用料及び手数料は、督促手数料です。

3款繰入金は、職員給与等繰入金と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金です。

4款は繰越金、5款諸収入は、延滞金及び過年度保険料等負担金です。

審査では、保険料の推移、1人当たり医療費の適正化に向けた取組、収納率向上の取組、機構改革の方向性などについて質疑がありました。また、反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第19号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ42億4,601万2,000円とされており、前年度と比較すると2億8,957万2,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費は人件費などを含む一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、運営協議会費等です。

2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金が主な内容です。

3款国民健康保険事業費納付金は、県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

4款共同事業拠出金、6款保健事業費は、特定健康診査等事業費が主なものです。

7款基金積立金、8款公債費は一時借入金に係る利子で、9款諸支出金は、保険税の還付金及び還付加算金、11款は予備費です。

歳入については、1款国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税収入で、2款使用料及び手数料は、督促手数料です。

4款県支出金は、普通交付金及び特別交付金で、5款繰入金は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金です。

6款は繰越金、7款諸収入は、保険税の延滞金、第三者納付金、特定健康診査自己負担金等です。

審査では、保険給付費抑制に関する取組、滞納者への対応、保険料軽減の検討、収納率向上への取組、マイナンバーカードとの連携などについて質疑がありました。また、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第20号 令和5年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万4,894戸、年間配水量342万1,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和5年度における純利益の見込みは284万円余、年度末の資金保

有額は4億391万円余となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益は、水道使用料などの営業収益、給水申込みに伴う一般負担金などの営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用は、人件費、福岡地区水道企業団等からの受水費及び減価償却費などの営業費用、企業債9口分の支払利息と消費税及び地方消費税の営業外費用、貸倒引当金繰入額の特別損失及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入は、下水道築造工事に伴う配水管布設替工事負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出は、9口分の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費及び予備費です。

審査では、福岡地区水道企業団からの受水量の見直し、労務職員の処遇改善、職員体制の方針、水道料金値下げの検討などについて質疑がありました。また、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第21号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万3,621戸、年間処理水量266万8,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和5年度における純利益の見込みは7,295万円余、年度末の資金残の見込みは5,659万円余となっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益は下水道使用料などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益です。

収益的支出については、1款下水道事業費用は流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債97口分の支払利息などの営業外費用及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入は企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金及び下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出は下水道築造工事などの建設改良費、84口分の企業債償還金及び予備費です。

審査では、受益者負担金前納報奨金の支給状況、高岸地区道路復旧工事の経緯・再発防止への取組、多々良川流域下水道事業建設負担金算出の根拠、下水道整備計画などについての質疑がありました。また、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ126億4,949万3,000円とされており、前年度当初予算いわゆる骨格予算と比較すると9億3,078万2,000円の増額、補正予算いわゆる肉付け

予算を合算した額と比較すると3億9,253万7,000円の増額となっており、過去最大規模の当初予算となっています。

歳出については、1款議会費は議会運営経費などで、2款総務費は、ふるさと宇美町応援寄附事業費、情報システム共同化事業費、地域コミュニティ支援事業費などです。

3款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、児童手当関係経費などで、4款衛生費は、ごみ処理事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費などです。

5款労働費は、働く婦人の家運営経費、6款農林水産業費は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などで、7款商工費は、商工業活性化事業費、観光促進事業費などです。

8款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、公園管理・整備事業費などで、9款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費、防災対策事業費などです。

10款教育費は、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費、学校給食管理費、学校教育推進事業費などです。

11款災害復旧費は、(過年)公共土木施設等補助災害復旧費などで、12款公債費は、地方債元金償還金などです。

歳入については、1款町税は町民税、固定資産税などです。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款自動車税環境性能割交付金、9款地方特例交付金と続き、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金となっています。

12款分担金及び負担金は、保育園費負担金などで、13款使用料及び手数料は、塵芥処理手数料などです。

14款国庫支出金は、障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金、児童手当給付費負担金などで、15款県支出金は、障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金、国民健康保険負担金などです。

16款財産収入は、土地建物貸付収入、土地売払収入などで、17款寄附金は、ふるさと宇美町応援寄附金などで、18款繰入金は、財政調整基金繰入金などで、19款繰越金は、前年度繰越金となっています。

20款諸収入は、介護保険雑入などで、21款町債は、公共事業等債などがあります。

審査は、質疑多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。また、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりました。黒川委員長、自席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度宇美町上水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和5年度宇美町上水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和5年度宇美町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第一 発議第1号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第一、発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（藤木 泰） 発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和5年3月8日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長藤木泰。

提案の理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、宇美町議会が保有する個人情報の取扱いについて、所要の規定を整備する必要がある。これが提案の理由です。

この条例は、議会が保有する個人情報の開示、利用停止などを求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的として、第1章、総則から第6章、罰則までの全55条の条文からなる条例を制定するものです。

施行期日は、附則に定めるとおり、令和5年4月1日からとしております。

以上、説明を終わりますが、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

藤木委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第13、閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出があっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本3月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、令和5年3月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時44分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月1日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 丸 山 康 夫

署名議員 高 橋 紳 章